

長野県告示第481号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成20年 8月14日

長野県知事 村 井 仁

精神通院医療
(指定)

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
飯綱町立飯綱病院	上水内郡飯綱町大字牟礼2220	平成20年8月1日
医療法人篠崎医院	木曾郡南木曾町読書3428	平成20年8月1日
里島土屋薬局	長野市里島90	平成20年8月1日
須坂市いせや薬局	須坂市大字井上字砂田1700-14	平成20年8月1日
松代中島ファミリー薬局	長野市松代町西寺尾1214	平成20年6月1日

健康づくり支援課

長野県告示第482号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成20年 8月14日

長野県知事 村 井 仁

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
有限会社中澤薬局	上田市大字住吉291-14	平成20年6月20日

健康づくり支援課

長野県告示第483号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成20年 8月14日

長野県知事 村 井 仁

- 茅野市宮川10501-1及び10663-1
- 上伊那郡辰野町大字樋口2434-1
- 上水内郡飯綱町大字芋川5227

経営支援課

長野県告示第484号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年 8月14日

長野県知事 村 井 仁

- 土砂災害警戒区域の名称
仁場沢、鎌止沢及び高松沢
- 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第485号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年 8月14日

長野県知事 村 井 仁

- 土砂災害警戒区域の名称
日影、犀ノリ沢1、犀ノリ沢2、犀ノリ沢3、犀ノリ沢4、犀ノリ沢5、平瀬川東、笹山沢、兎沢、山田、西大門沢川1、西大門沢川2、塩倉、ニゴリ沢川、杏、安土入沢1、安土入沢2、宮ノ入沢、横谷沢・恵比寿沢、山田沢1、山田沢2、飯治洞沢、湯ノ原1、湯ノ原2、山の上沢、藤井、藤井沢、卯ノ沢、きらくぼ沢、上金井、追倉沢、南方、橋倉沢1、橋倉沢2、杏2及び浅間温泉
- 指定の区域
松本市及び安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年 8月14日

長野県知事 村 井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
仁場沢、鎌止沢及び高松沢
- 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する

る事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

日影、犀ノリ沢1、犀ノリ沢2、犀ノリ沢3、犀ノリ沢4、犀ノリ沢5、平瀬川東、笹山沢、山田、西大門沢川1、西大門沢川2、塩倉、ニゴリ沢川、杏、安土入沢1、安土入沢2、横谷沢・恵比寿沢、山田沢1、山田沢2、飯治洞沢、湯ノ原1、湯ノ原2、山の上沢、藤井、卯ノ沢、きらくぼ沢、上金井、南方、橋倉沢1、橋倉沢2、杏2及び浅間温泉

2 指定の区域

松本市及び安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

野田(1)、野田(2)、野田(3)、光ニュータウン及び小瀬巾北(1)－

2

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

下田、下田(3)、下田(4)、松本トンネル料金所、平瀬川東、平瀬川東(5)、権現堂(1)、権現堂、犬飼新田(1)、犬飼新田(2)、犬飼新田(3)、犬飼新田(4)、宮渕、宮渕(3)、蟻ヶ崎(1)、蟻ヶ崎(2)、蟻ヶ崎(3)、放光寺(1)、放光寺(2)、兎沢川(1)、兎沢川(2)、兎沢川(3)、兎沢川(4)、兎沢川(5)、蟻ヶ崎(4)、蟻ヶ崎、蟻ヶ崎(6)、神沢池(1)－1、神沢池(1)－2、神沢池(2)、神沢池(3)、放光寺、放光寺(5)、塩倉池(1)、塩倉池(2)、島内山田(1)、島内山田(2)、島内山田(3)、塩倉(1)－1、塩倉(1)－2、塩倉(1)－3、島内山田(4)、塩倉(2)－1、塩倉(2)－2、塩倉(2)－3、青年の家南(1)、塩倉(4)、塩倉公民館(1)－1、塩倉公民館(1)－2、塩倉公民館(1)－3、塩倉公民館(2)－1、塩倉公民館(2)－2、塩倉(5)、塩倉(6)、塩倉(7)、塩倉(8)、岡田神社(4)－1、岡田神社(4)－2、岡田神社(5)－1、岡田神社(5)－2、岡田神社(8)－1、岡田神社(8)－2、岡田神社(8)－3、岡田神社(9)、岡田町(1)、岡田町(2)、岡田町(3)、岡田町(4)、岡田町(5)－1、岡田町(5)－2、矢作、中池(2)、中池(3)、新田西、安土西、安土西(3)、島内山田、不燃物処理場東(3)、不燃物処理場東(4)、山田池(1)、山田池(2)、山田池(3)、山田池(4)、不燃物処理場南、杏(1)、杏(2)－1、杏(2)－2、三ツ石(4)、杏、杏(7)、安土東(2)－1、新田東(1)、新田東(2)、安土南(2)、安土(1)、岡田伊深(1)、新池(1)、馬飼峠口(1)、原橋(2)、茶臼山城、茶臼山城(1)、神宮寺、宮ノ入(1)、宮ノ入(2)、宮ノ入、横手(2)、横手(3)、横手(4)、犬飼山、山田、山田沢(1)、山田沢(2)、上浅間、東山(1)、東山(3)、妙義山(1)、妙義山(2)、大村(1)、大村(2)、玄向寺、玄向寺(4)、湯ノ原、湯ノ原東(1)、湯ノ原東、湯ノ原東(5)、藤井、上金井(1)、上金井(2)、上金井(3)、上金井(4)、上金井(5)、薄町追倉、西桐原(7)、南方(1)、南方(2)、南方、橋倉、橋倉(3)、橋倉(4)、橋倉(5)、橋倉(6)、橋倉(7)及び橋倉口

2 指定の区域

松本市及び安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第490号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

野田(1)、野田(2)、野田(3)、光ニュータウン及び小瀬巾北(1)－

2

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第491号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

下田、下田(3)、下田(4)、松本トンネル料金所、平瀬川東、平瀬川東(5)、権現堂(1)、権現堂、犬飼新田(1)、犬飼新田(2)、犬飼新田(3)、犬飼新田(4)、宮渕、宮渕(3)、蟻ヶ崎(1)、蟻ヶ崎(2)、蟻ヶ崎(3)、放光寺(1)、放光寺(2)、兎沢川(1)、蟻ヶ崎(4)、蟻ヶ崎、蟻ヶ崎(6)、神沢池(1)-1、神沢池(1)-2、神沢池(2)、神沢池(3)、放光寺、放光寺(5)、塩倉池(1)、塩倉池(2)、島内山田(1)、島内山田(2)、島内山田(3)、塩倉(1)-1、塩倉(1)-2、塩倉(1)-3、島内山田(4)、塩倉(2)-1、塩倉(2)-3、塩倉(4)、塩倉公民館(1)-1、塩倉公民館(1)-2、塩倉公民館(1)-3、塩倉公民館(2)-1、塩倉公民館(2)-2、塩倉(5)、塩倉(6)、塩倉(7)、塩倉(8)、岡田神社(4)-1、岡田神社(4)-2、岡田神社(5)-1、岡田神社(5)-2、岡田神社(8)-1、岡田神社(8)-2、岡田神社(8)-3、岡田神社(9)、岡田町(1)、岡田町(2)、岡田町(3)、岡田町(4)、岡田町(5)-1、岡田町(5)-2、矢作、中池(2)、中池(3)、新田西、安土西、安土西(3)、島内山田、不燃物処理場東(3)、不燃物処理場東(4)、山田池(1)、山田池(2)、山田池(3)、山田池(4)、不燃物処理場南、杏(1)、杏(2)-1、杏(2)-2、三ツ石(4)、杏、杏(7)、安土東(2)-1、新田東(1)、新田東(2)、安土南(2)、安土(1)、岡田伊深(1)、新池(1)、馬飼峠口(1)、茶臼山城、茶臼山城(1)、神宮寺、宮ノ入(1)、宮ノ入(2)、宮ノ入、横手(2)、横手(3)、横手(4)、犬飼山、山田、山田沢(1)、山田沢(2)、上浅間、東山(1)、東山(3)、妙義山(1)、妙義山(2)、大村(1)、大村(2)、玄向寺、玄向寺(4)、湯ノ原、湯ノ原東(1)、湯ノ原東、湯ノ原東(5)、藤井、上金井(1)、上金井(2)、上金井(3)、上金井(4)、上金井(5)、薄町追倉、西桐原(7)、南方(1)、南方(2)、南方、橋倉、橋倉(3)、橋倉(4)、橋倉(5)、橋倉(6)、橋倉(7)及び橋倉口

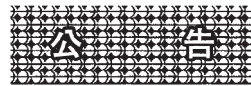
2 指定の区域

松本市及び安曇野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年8月6日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わがまち研究所
3 代表者の氏名
竹内 達朗
4 主たる事務所の所在地
南佐久郡佐久穂町大字高野町字南岩水2917番地16
5 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者を含む地域住民に対しての福祉の向上を図る事業を行なうとともに、消費生活の安定、環境の保全、子どもの健全育成、社会教育の推進を図るための事業も行い、人材育成、地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画下水道 長野市公共下水道
2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県環境部生活排水課、長野市上下水道局業務課

生活排水課